

宮崎市工事請負契約における現場代理人の兼務等に関する取扱要領

工事請負契約における現場代理人の常駐義務の緩和及び兼務に関する取扱要領（平成 27 年 12 月 24 日伺定）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この要領は、宮崎市工事請負契約約款（以下「約款」という。）第 10 条第 3 項に規定する現場代理人の常駐義務の緩和及び現場代理人が他の工事の現場代理人を兼務する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（現場代理人の常駐義務の緩和等）

第 2 条 約款第 10 条第 2 項に規定する現場代理人の工事現場の常駐義務は、当該工事の作業期間中は特別の理由がある場合を除き、常に工事現場に滞在することを義務付けることにより、監督員その他の発注者の職員（以下「監督員等」という。）との連絡に支障を来さないことを目的とする。

2 次に掲げる期間については、約款第 10 条第 3 項に規定する現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないものとして取り扱うものとする。

- （1）請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間
- （2）工事の全部の施工を一時中止している期間
- （3）工場製作のみが行われている期間
- （4）工事現場において作業等が行われていない期間
- （5）発注者が約款第 31 条第 1 項の規定による通知（工事完成届の提出）を受けた日後、検査、事務手続その他後片付けのみが残っている期間

（現場代理人の兼務が可能な条件）

第 3 条 発注者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める条件を全て満たす場合は、現場代理人が他の工事の現場代理人と兼務することを認めることができる。ただし、工事の難度、付近の交通の状況その他兼務させることが適当でないとき、この限りでない。

（1）兼務する工事の一方が稼働していない場合（第 3 号に該当するものを除く。）次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

ア 兼務が可能な期間については、次のいずれかに該当する場合とする。

（ア）前条第 2 項第 2 号に掲げる期間中に、兼務しようとする工事が完成する見込みである場合

（イ）兼務しようとする工事と作業期間が重複せず、かつ、工事現場の保全等の観点から発注者が支障がないと認める場合

イ 兼務が可能な工事は、原則として宮崎市（上下水道局を含む。以下同じ。）の発注工事とする。ただし、国、県又は他市町村（以下「国等」という。）の発注工事について、当該国等が兼務を認めており、かつ、発注者が支障がないと認める場合は、この限りでない。

ウ 監督員等と現場代理人が携帯電話等により常時連絡が取れることとし、監督員等が指示した場合は、速やかに現場代理人が当該工事現場へ向かうこと。

エ 作業等が実施されておらず、現場代理人が常駐していない場合であっても、工事現場で事故等が発生することのないよう必要な措置を講ずること。

オ おおむね1時間以内に当該工事現場に戻ることできる範囲内に他の工事現場があること。

(2) 兼務する工事の両方が稼働している場合(次号に該当するものを除く。)次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

ア 兼務が可能な工事は、原則として宮崎市の発注工事とする。ただし、国等の発注工事について、当該国等が兼務を認めており、かつ、発注者が支障がないと認める場合は、この限りでない。

イ 宮崎市の発注工事にあつては、その当初設計金額が1,600万円未満であること。

ウ 兼務が可能な工事は、2件であること。

エ 監督員等と現場代理人が携帯電話等により常時連絡が取れることとし、監督員等が指示した場合は、速やかに現場代理人が当該工事現場へ向かうこと。

オ 兼務が可能な工事は、工事現場の相互の距離がおおむね10キロメートル以内であること。

カ 現場代理人は、必ず兼務している工事のいずれか一方の工事現場に常駐するものとし、他の工事現場についても1日1回以上巡回し、現場管理等にあたること。

キ 現場代理人は、受注者と直接的な雇用関係にあること。

(3) 兼務する工事の工事現場が隣接している場合次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

ア 宮崎市の発注工事であること。

イ 兼務が可能な工事は、2件であること。

ウ 監督員等と現場代理人が携帯電話等により常時連絡が取れることとし、監督員等が指示した場合は、速やかに現場代理人が当該工事現場へ向かうこと。

エ 作業等が実施されておらず、現場代理人が常駐していない場合であっても、工事現場で事故等が発生することのないよう必要な措置を講ずること。

2 前項の規定にかかわらず、兼務する工事の両方又はいずれか一方が単価契約に係るものである場合は、次に掲げる条件を全て満たし、かつ、発注者が支障がないと認めるときは、現場代理人が他の工事の現場代理人と兼務することを認めることができる。

(1) 宮崎市の発注工事であること。

(2) 兼務が可能な工事は、2件であること。

(3) 監督員等と現場代理人が携帯電話等により常時連絡が取れることとし、監督員等が指示した場合は、速やかに現場代理人が当該工事現場へ向かうこと。

(兼務の申請等の手続)

第4条 受注者は、現場代理人が他の工事の現場代理人を兼務しようとするときは、発注者に対し、現場代理人兼務申請書(様式第1号)を提出して、その承認を受けなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 前条第1項第2号の規定により現場代理人を兼務させる場合は、同号キに規定する直接的な雇用関係を証する書類(現場代理人が法人の役員である場合は、役員であることを証する書類)の写し

(2) その他発注者が必要と認める書類

- 3 発注者は、第1項の申請書の提出を受けたときは、内容を審査し、その結果を現場代理人兼務承認（不承認）通知書（様式第2号）により、受注者に通知するものとする。
- 4 受注者は、第1項の申請書を提出した後において、兼務しようとする他の工事について国等の承認が得られなかった場合その他兼務をしないこととなったときは、速やかに現場代理人兼務取下書（様式第3号）を発注者に提出するものとする。

（兼務の承認の取消し）

第5条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、現場代理人兼務承認取消通知書（様式第4号）により、兼務の承認を取り消すものとする。

- (1) 事故等が発生し、又は発生するおそれがある場合その他の工事現場の適正な運営若しくは取締りに支障があると認めるとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、受注者が第3条に規定する条件を満たしていないことが判明した場合
- 2 受注者は、前項の規定により取消しを受けた場合において、現場代理人が引き続き発注者の業務を実施することができないときは、新たに現場代理人を配置するものとする。
 - 3 受注者は、前項の規定により新たに現場代理人を配置するときは、第1項第1号の規定による取消しの場合には通知を受けた日から7日以内に、同項第2号の規定による取消しの場合には通知を受けた日から14日以内にそれぞれ新たな現場代理人を配置しなければならない。
 - 4 受注者は、新たに現場代理人を配置するまでの期間は、当該工事現場における全ての作業等を中止するものとし、中止により工期内に工事を完成することができないこととなった場合は、約款第45条第1項及び第2項の適用を受けるものとする。
 - 5 発注者は、受注者が第3項に規定する期限を経過してもなお新たな現場代理人を配置しないときは、約款第46条第4号の規定により契約を解除することができる。

附 則（令和元年10月8日伺定）

（施行期日）

- 1 この要領は、令和元年10月25日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要領の施行の際現に、この要領による改正前の工事請負契約における現場代理人の常駐義務の緩和及び兼務に関する取扱要領（平成27年12月24日伺定）第4条の規定により、現場代理人等兼務届を提出して兼務をしている現場代理人については、この要領の相当規定により承認されたものとみなす。

附 則（令和4年1月6日伺定）

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

様式第3号

現場代理人兼務取下書

年 月 日

(発注者)

宮崎市長 殿

(受注者)

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

年 月 日付けで申請した、下記の工事に係る現場代理人の兼務については、取り下げます。

記

現場代理人氏名	
契約番号	
工事名	
工事場所	
当初請負金額	

様式第 4 号

現場代理人兼務承認取消通知書

年 月 日

(受注者)

殿

(発注者)

宮崎市長

年 月 日付けで承認した、下記の工事に係る現場代理人の兼務については、下記の理由により承認を取り消します。

記

現場代理人氏名		
取消の理由		
取り消す工事 兼務の承認を	契約番号	
	工事名	
	工事場所	
	当初請負金額	
兼務している工事	発注機関名	<input type="checkbox"/> 宮崎市 <input type="checkbox"/> 国、県又は他市町村（発注機関名： ）
	契約番号	
	工事名	
	工事場所	
	当初請負金額	